まちの情報オアシス
YATOMI
2021 5 No.182
広報やとみ

主な内容

- ＊令和３年度弥富市結婚新生活支援補助金 …… 3
- ＊トピックス
  - ・令和３年度施政方針 …… 4
  - ・令和３年度当初予算の概要 …… 8
- ＊令和３年度新区長の皆さんを紹介します …… 12
- ＊令和３年度弥富市職員異動 …… 13
- ＊令和３年度新型コロナウイルスワクチン予防接種のご案内 …… 14
- ＊５月行事予定カレンダー …… 16
- ＊夏休みにおける児童クラブの登録申請について／夏休み期間に児童クラブで働きませんか …… 17
- ＊保育のひろば
  - ・桜保育所 …… 18
- ＊子どもは宝　やとみのたから
  - ・５月生まれの子どもたち …… 18
- ＊SUKUSUKUPLAZA …… 19
- ＊まちの話題 …… 20
- ＊市長の部屋 …… 21
- ＊教育の広場
  - ・白鳥小学校 …… 22
- ＊くらしの情報
  - ・５月のお知らせ …… 23
- ＊図書館だより …… 28
- ＊スポーツ …… 29
- ＊保健センターだより …… 30

マスク着用のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内公共施設へ来館される方はマスクの着用をお願い致します。

市の人口と世帯数

人口	44,221人(-33)
男	22,237人(-29)
女	21,984人(-4)
世帯	18,373　(+66)

（令和3年4月1日現在）

問い合わせ先（市外局番 0567）

市役所　☎65－1111　FAX67－4011
（弥富市前ケ須町南本田 335 番地）

- 1 階　市民課、保険年金課、福祉課、介護高齢課、児童課、会計課
- 2 階　税務課、収納課、環境課、商工観光課、農政課、土木課、都市整備課、下水道課
- 3 階　健康推進課（保健センター・子育て世代包括支援センター）
- 4 階　総務課、財政課、人事秘書課、防災課、企画政策課、市民協働課、学校教育課
- 5 階　監査委員事務局、議場および議会事務局
- 6 階　議会傍聴席、展望休憩スペース

十四山支所　☎52－2111　FAX52－3276
（弥富市神戸三丁目 25 番地）

- 1 階　十四山支所　支所グループ

総合社会教育センター　☎65－0002　FAX65－1777
（弥富市前ケ須町野方 802 番地 20）

- 1 階　生涯学習課

各種施設

鍋田支所	☎68－8001
総合福祉センター	☎65－8103
十四山総合福祉センター	☎52－3800
十四山スポーツセンター	☎52－2110（月曜休館）
図書館	☎65－1117（月曜休館）
歴史民俗資料館	☎65－4355（月･火曜休館）
白鳥コミュニティセンター	☎67－6021（月曜休館）
南部コミュニティセンター	☎68－3919（月曜休館）
いこいの里	☎69－1600（日･月曜、祝日休館）
同報無線確認電話	☎65－8517

※臨時放送の確認ができます。

今月の納税など

軽自動車税全期
介護保険料１期
《納期限：５月 31 日（月）》

今月の表紙

今月の表紙は、白鳥保育所にて撮影した「鯉のぼりを持って元気いっぱい走る子どもたち」です。

この日のために子どもたちは、紙皿を基にはさみやクレヨン使って風車を作成し、鯉はのりできれいに貼り付けるなど工夫して鯉のぼりを手作りしました。

令和３年度 弥富市結婚新生活支援補助金

弥富で結婚し新生活を始める方へ、新生活のスタートを後押しします！

市では、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃料、引越しなどにかかった費用について、１世帯当たり **30 万円を上限** として補助金を交付します。

対象となる世帯

下記の全てを満たす新婚世帯

① 令和３年１月１日から令和４年２月 28 日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
② 婚姻を機に弥富市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入（転居）届を提出し受理されていること。（申請時点で夫婦とも弥富市に住んでいること）
③ 夫婦の年間所得合計（令和２年１月１日～令和２年 12 月 31 日分）が 400 万円未満であること。（※１、※２、※３）
　※1　夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者について は所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
　※2　貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
　※3　「夫婦の所得 400 万円未満」を年収に換算すると、約 540 万円未満に相当
④ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
⑤ 夫婦の双方または一方が過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱および結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。
⑥ 市税を滞納していないこと。

対象となる経費

令和３年１月１日から令和４年２月 28 日までに支払った、次の①～③の費用が対象となります。

① 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の建物購入費用
　※ 土地代・増改築費・リフォーム費・住宅ローン手数料などを除く
② 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
　※ 勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
③ 婚姻を機に、市内の新居へ引っ越すために荷物の移動・運送に要した費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）
　※ 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引っ越した場合にかかった費用・家具家電購入などは除く

申請期間

令和３年６月１日 ～ 令和４年２月 28 日 ※ ただし、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

申請に必要な書類

申請書類に不備などがある場合には受理できませんので、事前にご相談ください。

《共通書類》 ★印 ･･･ 弥富市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

◎共通書類
補助金交付申請書
婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
夫婦２人分の所得証明書（令和２年１月１日～令和２年 12 月 31 日分）★
夫婦２人分の滞納なし証明書 ★
貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（奨学金返済証明書の写し、返済額が確認できる通帳の写し）（奨学金を返済している人のみ）
離職票、退職証明書（申請時において無職であり、所得がない場合）

《申請内容によって必要な書類》 原本をお持ちください。確認時にコピーを取ります。

◎住居を取得した場合
売買契約書、工事請負契約書、建物に係る代金が分かるもの
取得費用を支払ったことが分かるもの（領収書や口座引き落としの場合は通帳など） ローンの場合は、住宅ローンに関する契約書（金銭消費貸借契約書）

◎住居を賃貸借した場合
賃貸借契約書
家賃などを支払ったことが分かるもの（領収書や口座引き落としの場合は通帳など）
住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ）

◎引越し費用の場合
引越費用が分かる領収書

申･問市役所市民協働課（内線 432）